

〈論文〉

18世紀ペルーにおけるトゥパック・アマルの の反乱の社会経済的背景

真 鍋 周 三 (青山学院大学大学院)

SUMARIO

Shuzo Manabe: “La rebelión de Túpac Amaru del Perú en el siglo XVIII: su fondo socioeconómico.”

En el virreinato del Perú desde mediados de la década del sesenta en el siglo XVIII, creció rápidamente el número de rebeliones locales en provincias donde los indígenas habían llegado en lo económico al límite mínimo. Éstas llegaron a su clímax con el estallido de la gran rebelión de Túpac Amaru en la provincia de Tinta (Canas y Canchis) del obispado de Cuzco en el año 1780, abarcando simultáneamente un gran número de provincias de la sierra sur. En este trabajo se trata del fondo socioeconómico para dilucidar los motivos de la rebelión. Los mecanismos principales de explotación de los indígenas del Perú en el siglo XVIII eran tres: la mano de obra para la minería, el obraje y la hacienda.

Dicha mano de obrase conseguía directamente mediante la mita o indirectamente a través de la exacción del tributo en dinero y el repartimiento de mercancías, lo que obligaba a sectores de la población indígena a vender su fuerza de trabajo fuera de sus poblados.

Especialmente, el exceso de los repartimientos destruyó la economía de indígenas (en los años 70 del siglo XVIII el reparto incluyó a una parte de la población no indígena). En muchas provincias de la sierra sur, los indígenas habían llegado al límite de su capacidad económica, debido al saqueo producido por las explotaciones como lo prueba el incremento de rebeliones locales contra los abusos de los corregidores.

Por otro lado, contra la corrupción del gobierno en el Perú, desde 1763 se aplicaban los programas de Carlos III sobre reformas administrativas, y financieras: la creación del virreinato del Río de la Plata en 1776, el comienzo del comercio libre, el aumento de la alcabala y la reorganización de tributo. Estas reformas tenían que despertar la resistencia de la población no indígena. Inmediatamente después de entrado 1780, en Arequipa, Cuzco y otras ciudades, se produjeron levantamientos o intentos de rebelión, en los cuales tomaron parte importante criollos, mestizos y parcialmente mulatos.

Por fin, surgió la posibilidad para Túpac Amaru de unificar a los diferentes grupos sociales indígenas y no indígenas en un frente para combatir al gobierno colonial, y los grupos provincianos relacionados con la burguesía comercial limeña, especialmente a los corregidores.

はじめに

征服以降のスペイン植民地支配の拡張が、原住民に対する抑圧と搾取、特にその労働力収奪の機構を土台としてきたことは周知のところである。18世紀のペルー副王領においては原住民の再生産システムは大きく侵害され、破壊されていた。なかでも、原住民人口が稠密な中央アンデス南部高地（以下、「シエラ南部 (sierra sur)」と略称）では、原住民の対応能力は18世紀の半ば以降、諸搾取によって限界状況に達していた⁽¹⁾。

そのさい、原住民をスペイン支配に包摂するうえで無限にひとしい強制力

を行使したのが、コレヒドール (corregidor, 地方行政官) であった。王権の代行者としての絶対的権限をたてに、コレヒドールは「地方 (provincia)」を支配した。18世紀ペルー副王領では、横領、汚職、虚偽、脱税、略奪等の「不正」が著しく蔓延したが、その多くがこのコレヒドールによるものであった⁽²⁾。だが、こうした「不正」は、国庫収入の大幅な停滞や低下を招くとともに、植民地行政の機能を著しく低下させることになった。そこで王室(王権)は、まず「不正」の排除を手始めとする諸改革にとりかからねばならなかった。これが、ペルーにおけるカルロス3世 (Carlos III, 在位 1759-1788) の改革の主眼であった。

一方、原住民の側も、そうした搾取・収奪や「不正」に対して沈黙していたわけではなかった。彼らの抵抗運動が各地で発生し、暴動、蜂起、反乱が繰返された。その発生件数は次第に増加してゆき⁽³⁾、この渦は、1780-1781年にシエラ南部クスコ司教区 (Obispado del Cuzco) のティンタ (Tinta=カナス・イ・カンチス Canas y Canchis) 地方から発生したトゥパック・アマル (Túpac Amaru, 1738-1781) の反乱によって最高潮に達したのである。それはペルー南部一帯に拡大し、その鎮圧には、ペルー副王領からの年間の国庫収入に近いほどの出費を王室は強いられた。またこの反乱における死者は、原住民を中心に数万人に達したという。こうした点からも、それがいかに壮絶な抵抗であったかがうかがわれる⁽⁴⁾。

ペルーにおいては、この反乱に関する研究は1968年の革命軍事政権の成立以降急激に盛んとなり⁽⁵⁾、トゥパック・アマルは、ペルー民族主義のシンボルとして再認識されるにいたった。この研究姿勢は今日もなおペルーで継続している⁽⁶⁾。

ところで、ペルー植民地史においてトゥパック・アマルの反乱が占めた位置はいかなるものであろうか。それは、植民地時代の最大の改革といわれるカルロス3世の改革とどのように関連していたのであろうか。従来、反乱のこうした歴史的役割を考察した研究はほとんどない。というのは、その前提となる反乱の社会経済的背景の解明に迫る実証的研究が、ほとんどなされて

いないからである⁽⁷⁾。またわが国では、この反乱の研究自体がほぼ皆無といっ
てよい状況にある⁽⁸⁾。

そこで本稿では、さしあたって反乱の社会経済的背景について若干の検討
を行ってみたい。つまり、18世紀ペルーにおける搾取機構が原住民の生存状
況をいかに損っていたか、またカルロス3世の改革が1780年の反乱に到るま
でのペルーに及ぼした影響を、クスコ司教区⁽⁹⁾を中心に検討することにした
い。

そこで、以下の構成によって、この解明を進めてゆくことにしよう。I章
「18世紀ペルーにおける原住民の搾取システム」では、原住民共同体の構造
に簡単にふれた後、貢納、ミタ、レバルティミエントが原住民の再生産シス
テムを破壊していった状況を明らかにする。II章「カルロス3世の改革」で
は、トゥパック・アマルの反乱以前になされた行政区画の改革と自由貿易の
開始、増税政策の影響を探る。III章「抵抗の発生」では、I章とII章から生
じた抵抗の実態を明らかにする。

I 18世紀ペルーにおける原住民の搾取システム

18世紀に入ると、各種織物類を主とする輸入品がヨーロッパからペルー副
王領に大量に流入し始めた⁽¹⁰⁾。以後、時代を経るに従い、その規模は増加の
一途を辿っていった。副王領の貿易の拠点のコスタ (costa, 沿岸地帯) のリマ
であった。この貿易を通じて最大の利益を得たのは、リマにおいて商人ギル
ド (Consulado) を形成していた約2000人からなるリマ生まれのクリオー
リョ (limeño) の特権商人層であった。北はパナマから南はホーン岬に到る太
平洋岸の商業ルートを掌握した彼らは、セビリアの商人ギルドとの紐帯を強
化し、ペルー副王領の経済を左右する勢力となっていた。また、リマが副王
庁やアウディエンシア (Audiencia, 聴訴院) の所在地として植民地統治の中
心であった関係上、アウディエンシアの判事 (8名の聴訴官 oidor と4名の刑
事専門判事 alcalde de crimen からなる) や副王側近 (5名) 等の重要な官職
の大半を彼らが独占するに到った。こうして経済界、政界に絶大な勢力を築

いた彼らは、地方のコレヒドールや財務官 (oficial real) 等の官吏とも当然ながら癒着してゆく⁽¹¹⁾。リマに到着した膨大な輸入品の多くは、このリマ商人の采配によって「王道 (Camino real)」である幹線道——リマ、クスコ、ポトシを結ぶ道路——経由で地方に運ばれていった⁽¹²⁾。

一方、この輸入の増大に対応してペルー副王領からの輸出額も急成長を遂げた。例えば、1775-1779年における輸出の年平均額は1714-1739年の3~4倍に増大した。その品目をみると、ポトシをはじめ副王領内各地の鉱山から採掘された銀が依然として支柱であった⁽¹³⁾。輸出品はリマ商人の指揮によってリマに集められ、リマ外港のカヤオから積み出された。この輸出成長は副王領内に商品経済を急激に浸透させ、鉱業における精錬工程の精緻化や、アシエンダ (hacienda, 大農場)・オブラヘ (obraje, 織物工場) の急増殖を招いたのである⁽¹⁴⁾。

ところで、こうしたヨーロッパ貿易と商品経済の拡大は二つの大きな問題を浮上させずにはおかなかった。まず、ペルー副王領内で商品を生産するための労働力が不足したことである。征服以来、支配者が原住民労働力を調達するためのメカニズムであった貢納 (tributo) とミタ (mita) によっては、もはや現状に対応できなくなった⁽¹⁵⁾。また17世紀以来の原住民人口の激減がこの労働力不足にいちだんと拍車をかけた⁽¹⁶⁾。第二は、副王領市場が限界に達したことである。

だが植民地支配層は、この二つの問題への対応策を早くから講じていた。これが、17世紀末から出現したレパルティミエント制 (repartimiento de mercancías) である。つまりコレヒドールがそのコレヒミエント (corregimiento, 管轄区)⁽¹⁷⁾の原住民に物品を強制的に割当て、その代価を強制徴収する方式である。これは、原住民労働力調達の減少を解消し、副王領市場への商品供給の枠を著しく拡張したのであって、支配層にとってはまさに一石二鳥の方策であった。一方、コレヒドールは、リマ商人の代理としての経済的基盤に立って、原住民を支配することになったのである⁽¹⁸⁾。

以下では、原住民共同体の構造にごく簡単にふれた後、16世紀から実施さ

れてきた貢納とミタ,そして18世紀に入って急激に伸展を遂げたレパルティミエントについて,それらの実態を明らかにし,それらが原住民に及ぼした影響を検討しよう。

1 共同体の残存と変質の二側面

征服により,インカ(Inca)皇帝→カシケ・プリンシパル(cacique principal,先インカ期からの地域ブロックを代表した大首長)→カシケ(cacique,共同体首長)→共同体員,という統治機構は,スペイン王室→コレヒドール→カシケ→共同体員という植民地行政機構にとって代わられた。スペインの支配が深化するにつれて,共同体はコレヒミエントの枠内に閉じ込められることになった。とはいえ,原住民の分断支配を確立したスペインは,共同体そのものの構造や伝統を破壊しないで,それを生かしたまま下じきにすることによって富を収奪してきた⁽¹⁹⁾。

これに対してカシケは,コレヒドールからの経済的要求に常に耐えうる能力を要求されたのであって,この能力が自己存立の要件とされてきた。そのために,インカ期からあった共同体員との間の「互惠(reciprocidad)」「再分配(redistribución)」の如き伝統的関係をカシケは温存し,共同体内部の結束を固めてきたのであった⁽²⁰⁾。

18世紀のペルー副王領では,共同体により構成される村落にカシケ(その地位は世襲制,1754年当時の総数は2073名)がいた⁽²¹⁾。この村落の集合体に都市などを加えたコレヒドールの支配領域が「地方」であった。クスコ司教区について示すと,それは14の「地方」からなり,各「地方」毎に1人のコレヒドールと数人のカシケがいたわけである⁽²²⁾。

当時もなお,特にシエラの原住民の間では,土着の伝統が強力に作用した⁽²³⁾。それは彼らの血統,身分,地位,財産の所有等を規定し,共同体員としての意識と行動様式を彼らに要求する強力な社会規範であった⁽²⁴⁾。

とはいえ,一方ではヨーロッパ貿易と商品経済の浸透によって,カシケとその一族が,スペイン人やクリオーリョの支配する市場経済に積極的に参加

したり、擬似親族関係であるコンパドラスゴ (compadrazgo, 代父母制) や縁組み等によって白人有力者と結合するなどのケースが増大していた。特に大都市近郊の共同体では、この傾向が著しかったと考えてよい。その結果、メスティソのカシケが出現したり、カシケと原住民間の経済的格差が顕著となってきた⁽²⁵⁾。クスコ司教区もこの例外ではなく、白人貴族と肩を並べうるほどの有力なカシケ層が出現したのである⁽²⁶⁾。

2 貢 納

原住民の成年男子 (18-50 歳) から貢納を徴収する権限はコレヒドールにあった。貢納台帳 (padrones de tributarios) に基づく実際の徴収の責務を、コレヒドールはカシケに負わせていた。18 世紀に入ると、その支払い形態は全面的に銀納となった⁽²⁷⁾。カシケは年に 2 回、共同体員から貢納額を徴収してコレヒドールに一括納入しなければならなかった。これは至上命令であって、不履行は許されなかった。納入がなされないと、まずカシケが責任を問われ、その財産⁽²⁸⁾の没収や身分の剥奪といった事態が発生した。他に共同体員の逮捕や、彼らに対する暴行、場合によっては極刑が課せられるなど、多くの制裁措置が待っていた。したがって、共同体側は総力をあげて貢納の調達に奔走しなければならなかった。そのさい、二つの方策が原住民には可能であった。余剰生産物を市場に売るか、または余剰労働力をクリオーリョらが営むアシエンダ、オブラへ、鉱山等に売るかである。ところで、18 世紀における市場経済の浸透の下での原住民の生産物の価値は極端に低かったために、主に後者の方法によって彼らは貢納を支払わねばならなかった。このメカニズムが共同体から原住民の労働力を抽出したのである⁽²⁹⁾。

ところで一般的に、コレヒドールがカシケから徴収した貢納は、彼が国庫 (Real Hacienda) に納入した法定額をはるかに上回っていた⁽³⁰⁾。この差額は横領であって、コレヒドールの懐に入った。二重帳簿によるものが「不正」の首位を占めていたが、財務官との結託による場合もあった。この「不正」防止を目的に王室は頻繁に視察官 (visitador) を送り込んでいたが、「不正」

の蔓延をくいとめることはできなかった。こうした事情から、実際に国庫に入る貢納額は次第に停滞気味となり、その増大を願う王室の意図はコレヒドールら植民地官吏によって阻まれたのである⁽³¹⁾。

次にその徴収額が大きかった地域をみよう。徴収額は原住民(成年男子)人口の規模に左右された。アルトペルー(現ボリビア)を除くペルー副王領を地域別でみると、原住民人口はシエラ南部に集中していた。なかでもクスコ司教区に最も集中しており、副王領内原住民の約31%を占めている(1754年)⁽³²⁾。したがって、クスコ司教区からの徴収額が副王領で最大であり、その貢納人口(tributario)は、1754年の記録では3万2764人であった⁽³³⁾。年間の法定徴収総額は26万4240ペソであり、フォラステロ(forastero、共同体を離脱した原住民)を含む1人当りの年平均徴収額は計算上は6.76ペソとなる⁽³⁴⁾。これにコレヒドールの「不正」を考慮すると、実際にはその数倍の額が徴収されていたと考えられる。次に当司教区の貢納人口の分布を地方別にみると、クスコをはじめクスピカンチス(Quispicanchis)、ティンタ、アバンカイ(Abancay)、アサンガロ(Azángaro)、ランパ(Lampa)の順となる。

3 ミ タ

共同体の成年男子(18-50歳)を賦役に動員する形態がミタである。カシケは、ミタ徴集の権限をもつコレヒドールが命じた人数を実際に徴集し提供する義務を負っていた⁽³⁵⁾。貿易や植民地経済の発展に伴って、ミタの適用範囲は鉱山だけでなく、アシエンダやオブラへ⁽³⁶⁾などにも広げられた。したがって、「ミタ」の名目によってそれらの部門の強制労働に従わされた原住民の数は増大の一途を辿ったのである⁽³⁷⁾。

原住民に対するミタの影響はポトシ銀山の場合に端的に現われた。当時のこのミタを規定していたのは、輸出成長に占める銀の比重の増大である⁽³⁸⁾。ポトシにおける銀生産額の推移をみると、特に18世紀後半において増大の傾向がみてとれる⁽³⁹⁾。採掘が進むに従って鉱石質が低下し、したがって鉱石の搬出作業もいっそう困難となったから、この増大はミタ労働者(mitayo)の搾

取の増大要因であったと言えよう。鉱内での事故や病気などによる死亡率の高さや、債務奴隷の如き状況など、鉱山労働の苛酷さは筆舌に尽し難い。また無事にミタの期間を終えたとしても、再度ミタに徴集されるのを回避するために出身地には戻らず、他の地方に移ってフォラステーロとなる者の数が増加したという。こうした結果、共同体では成年男子の数が次第に減少し、男女の性別構成に歪みが生じたこともあって、原住民の間に危機感が高まっていたのである⁽⁴⁰⁾。

ポトシのミタに徴集された原住民は、1772年の公式記録によると年間3639人であった。地域別にその内訳をみると、2814人がアルトペルーからであり、残りの825人がペルーからであった⁽⁴¹⁾。ペルーからのこの825人であるが、第1表の如くすべてクスコ司教区南部の4地方から徴集されていたことに注目すべきである。これらを徴集規模の高い方から挙げると、ランパを筆頭にティンタ、アサンガロ、キスピカンチスの順となる。

ポトシとともに、その影響力の点で見逃せないのがワンカベリカ (Huan-cavelica) 水銀鉱山におけるミタである⁽⁴²⁾。ここでは16世紀以来、水銀公害が甚しく、その労働は凄惨をきわめていた。1772年の公式記録では年間に1983人がここに徴集されており、そのうちの604人がクスコ司教区からであった(これは全体の30%にあたる)。それを徴集規模の高い方から地方別でみると、アイマラエス (Aymaraes, 289人)、コタバンプラス (Cotabambas, 175人)、チュンビビルカス (Chumbivilcas, 140人)の順になる⁽⁴³⁾。こうしてみると、クスコ司教区にとって鉱山のミタの比重がいかに大きかったかが理解されよう。さらに実際の徴集規模は以上にとどまらず⁽⁴⁴⁾、「不正」に徴集された者も多くいたことをここで想起しておきたい。

さらにシエラ南部で顕著だったのがオブラへにおけるミタである。これを規定した要因は、後に述べるレパルティミエントの伸展に占めるロパ・デ・ラ・ティエラ (ropa de la tierra, シエラで産出された荒織物)の比率増大である⁽⁴⁵⁾。ここでもまた原住民の虐待はすさまじいものだった。労働は夜明けから日没まで連続して行なわれ、与えられたノルマを達成できなかつたり、

作業面でミスを犯した者に対して、オブラへの所有主は食事を与えなかったり、鞭打ち等の制裁を加えたのである。また足枷の使用や拷問も頻繁であり、換気などの諸設備も最悪であったため、多くの原住民が労働期間が終わるまでに病気で倒れたり、死亡した。また、なかには40年間もオブラへに釘づけにされた者がいたといわれている⁽⁴⁶⁾。

ロパ・デ・ラ・ティエラの生産をめざすオブラへはもっばらクスコ司教区に集中し、なかでも幹線道沿いのティンタ、キスピカンチス、アサンガロ、ランパ、クスコなどの諸地方が生産の中心であった⁽⁴⁷⁾。オブラへのミタの規模は正確には算出しがたい。しかし、これらの地方の原住民に大きな打撃を与えたことは疑いない。

4 レパルティミエント

リマの大商人の支配下に地方のアセンダード (hacendado, アシエンダ所有主) や有力なオブラへ所有主らとの結託によって成立したコレヒドールのレパルティミエントは、18世紀半ばまでのペルー副王領に既に強固に根を下していた。だが元来、こうしたコレヒドールの商業活動は法によって全面的に禁止されており、それはいわば「不正」行為であった⁽⁴⁸⁾。

ところが、貿易と植民地経済の拡大に伴い、レパルティミエントにいつそその期待が寄せられるに及んで、コレヒドールの「不正」を正当化する必要が生じたのである⁽⁴⁹⁾。そこで、レパルティミエントの法制化をリマの商人ギルドが中心となって王室に要請することになった。ペルー副王コンデ・デ・スベルンダ (Conde de Superunda, 在位 1745-1761) を通じて王室にその申請が出された。その結果、1751年6月15日付の勅令 (real cédula) により施行が決定した。そして王室はレパルティミエントの商品に4%のアルカバラ (alcabala, 販売税) を課すことにしたのである。王室にとって国庫収入を増やす絶好の機会であった。早速、副王と4名の聴訴官によって各「地方」毎の割当て品査定委員会 (junta) がリマで組織された。法定の徴収表 (arancel) を作成するためである。それは1754年6月4日に完成し、同年12月10日にマ

ドリードで王室から公認され、「法制化」が実現した。そして正式な割当てが、1756年からペルー副王領の72地方で実施される運びとなった⁽⁵⁰⁾。割当て商品の法定総額は、5カ年で542万9000ペソであった。「法制化」以前に比べると、その規模は著しく増大したのであった。また、コレヒドールが国庫に支払うはずのアルカバラの総額は、5カ年で21万7160ペソと算出することができる⁽⁵¹⁾。

以後、膨大な商品が正式にコレヒドールからカシケを通じて共同体員に強制分配されることになった。その代価はカシケによって共同体員から徴収され、コレヒドールに一括納入された。この両者の間にはコレヒドール代理人(teniente)や徴収人(cobrador)が介在した。かくして、従来は原住民が自給していた物資の多くを代替したレパルティミエントは、「法制化」という王室の公認によっていっそう鼓舞されたのである⁽⁵²⁾。代価の納入は至上命令となり、一大市場に代えられた共同体の原住民は法的にもその支払いを免れることができなくなった。この額を調達するための方策は実際上一つしかなく、彼らはアシエンダ、オブラへ、鉱山等で労働して俸給を稼ぎ、それによって代価を埋め合わせなければならなかった⁽⁵³⁾。

ところで、問題はそれだけではなかった。公認の割当て品の内容・規模・単価を大幅に無視して、コレヒドールは割当てを行なったからである。分配の権限がすべてコレヒドールに掌握されており、しかも「不正」防止の措置がほとんど講じられなかったために、大きな打撃を原住民に与えたのである⁽⁵⁴⁾。まず内容面の「不正」としては、徴収表に記載のない、しかも原住民には不要の物品が大量に割当てられたことである。代表的なものは、縁飾り付のシャツ、ウイスキー、トランプ、剃刀、眼鏡、鏡、本などである。また公認のものとはいえ、病気がだったり既に死亡しているラバ(mula)や、欠陥品が多く含まれていたようだ。次に規模の面の「不正」がある。それは法定額をはるかに上回った量の商品が分配されたことだ。一般に法定の数倍の額が公然と徴収されていた点からもそれは疑う余地はない。また単価をめぐる「不正」も日常のことであった⁽⁵⁵⁾。

この結果、レパルティミエントは原住民を混乱と困窮のなかに陥れた。貢納やミタに加えて、さらにレパルティミエントの作用により、成年男子の労働力が共同体から外部(=アシエンダ、オブラへ、鉱山等)に引き出されていったからである。これは、共同体における労働力の著しい減少を招き、共同体の存立を危機に到らしめたのである。原住民の自給自足的再生産が困難に陥った。これに対して原住民は対策を講じた。例えば生態学的環境利用の強化——シエラは高度の差によって自然条件が著しく違い、高地の人々はこの差異を効果的に利用する方式をいちだんと駆使した⁽⁵⁶⁾——もその一つである。しかし、あまり効を奏しはしなかった。やがて代価の支払いが行き詰まると、再生産に欠かせない播種用の種子や家畜、食糧さえもコレヒドールは没収していった。共同体の土地や水利権が次第にアセンダードやオブラへ所有主に渡る状況も発生した。カンケもその財産の没収や地位剥奪の危機に晒され、自己の存立が成り立たなくなってゆく。共同体員への制裁措置(暴行、入牢、侮辱、殺害等)も激化を辿り、彼らの逃亡や家族破壊といった現象が頻繁となった⁽⁵⁷⁾。

ところで、レパルティミエントの被害をうけたのは原住民だけではない。地方に在住のスペイン人、クリオーリョ、メスティソらの小商人、アリエロ(arriero、ラバ追い)、手工業者(職人)、小地主といった非原住民の小経営層もまた二重の意味で大きな痛手を被ったのである。つまり、コレヒドールへの割当て用商品の供給者たるリマの大商人層や地方の大経営層(アセンダードやオブラへ所有主、鉱山主等)からの排撃によって経済基盤を奪われたにとどまらず、1770年代になると彼ら自身もコレヒドールからレパルティミエントの適用をうけたからである。そして1770年代末に近づくにつれて、これら非原住民の小経営層によるコレヒドール打倒への志向が急激に高まってゆくのである⁽⁵⁸⁾。

一方、共同体の破壊がやがては貢納徴収額の著しい低下を招き、国庫収入の深刻な減少をもたらすことを王室は察知した。またそれにとどまらず、植民地の現地支配層との癒着等によるコレヒドールの「不正」がいちだんと強

まり、国庫へのアルカバラの支払い回避やその流用といった問題が頻繁に発生するにつれて、王室は植民地支配そのものの危機を痛感し始めるのである。認可を与えたとはいえ、レパルティミエントが多くの問題を露呈するにつれて、その懸念はいっそう高まっていったと言ってよい⁽⁵⁹⁾。

さらに教会もまた、レパルティミエントによる被害から例外ではなかった。十分の一税をはじめ原住民からうけとる教会収入が著しく低下したことにより、深刻な事態に陥った。そこで、司教や司祭らとコレヒドールとの衝突が各地で起こり、両者の対立が一般化したのである⁽⁶⁰⁾。

次に、法定徴収表を基にレパルティミエントの負担の大きかった地域をみると、ここでもまたシエラ南部のうちのクスコ司教区が他を圧倒していたことがわかる。アルトペルーを除くペルー副王領全体(5カ年間で456万4140ペソ)に占めるクスコ司教区の負担額(5カ年で131万9850ペソ)は、約29%と最大だったからである⁽⁶¹⁾。クスコ司教区に課せられた法定額の地方別内訳を示したものが第2表である。南部4地方の規模が特に高く、高い地方順に掲げると、ランパ、キスピカンチス、アサンガロ、ティンタとなる。

次に、クスコ司教区における割当て品の規模や特性等を法定のそれに基づいてみてみよう。各商品の内容に関しては、地方間の差はほとんどみあたらない⁽⁶²⁾。そこで第3表の如く、ティンタ地方の事例をみることにする。まず「規模」の点では、ラバが他を圧して首位を占め、ヨーロッパ産の輸入品(織物が主体)、ロパ・デ・ラ・ティエラ、キト織(paños de Quito)、鉄製器具(hierro y herramienta)がこれに続いている。これらのうち、ロパ・デ・ラ・ティエラだけはクスコ司教区内のオブラヘから調達されたために、ペルー副王領全体(アルトペルーを除く)の総割当て額(約39万5623ペソ)に占めるクスコ司教区の比率(22万4000ペソ)は、約57%と圧倒的に大きかった⁽⁶³⁾。ラバの調達先はアルトペルーのトゥクマン(Tucumán)とサルタ(Salta)の両地方であった。それはティンタ地方のトゥングaska(Tungasca)とコポラケ(Coporaque)にまず運ばれ、そこを拠点に各地方にふり分けられた。ヨーロッパ商品やキト織はリマ商人の采配下で供給されていた。各商品の単価はその

輸送距離に比例して上昇したので、クスコ司教区に入ったヨーロッパ商品やキト織の単価はコスタに比べて約80%の増額がみられた。これもクスコ司教区へのレパルティミエント割当て額を考える際、見落とせない点である⁽⁶⁴⁾。

以上はあくまでも「法定」のものであって、実際のレパルティミエント割当て額の規模や内容は、コレヒドールの「不正」により、これらをはるかに上回っていたのである。法制化以降、原住民保護官(protector general de indios)を通じて多くの訴えが当局に寄せられたが、その大半がこの「不正」を告発したものだ。例えば、1759年7月17日付のアサンガロからの訴えは、徴収表に記載のない、しかも原住民には不要品の割当てに対する抗議であった⁽⁶⁵⁾。またティンタ地方チェカ(Checa)の司祭のイグナシオ・デ・カストロ(Ignacio de Castro, 1732-1792)は、法定額が11万2500ペソだった同地方の割当て額が、実際には5カ年で30万ペソにも達するとして、コレヒドールを告発した⁽⁶⁶⁾。このことは、1780年11月にトゥパック・アマルによって暴露されることになる。さらに、1762年8月23日付のアサンガロ地方からの訴えは、レパルティミエント代価の代わりに家畜が没収されたことに対する抗議であった⁽⁶⁷⁾。またキシピカンチス地方オロペサ(Oropesa)では、その代価の不払いを理由にコレヒドールが共同体の土地を白人に賃貸していたとの司祭の報告がある⁽⁶⁸⁾。クスコ司教区ではレパルティミエントの重圧が大きくなり、早くも1760年代において原住民の生産手段が奪われ始めていたことを、これらの事例は告げている⁽⁶⁹⁾。

18世紀のペルー副王領においては、貢納やミタ制に加えて、新たにレパルティミエント制を主軸とする原住民の搾取システムが確立された⁽⁷⁰⁾。そしてこれらのいずれにおいても、搾取の度合いが最も強力だったのがシエラ南部のクスコ司教区であって、特にその南部4地方、つまり、ティンタ、キシピカンチス、アサンガロ、ランパが過酷な状況下にあった。

このことは、シエラ南部の自然環境下における生産の限界や低生産性といった悪条件を考慮することによってさらに動かしがたいものとなる。4地方を貫通していた幹線道沿いの海拔4000メートル前後の高原地帯(puna)

は、寒冷極まりなく、農耕限界にあり、生産活動は牧畜・織物業に頼らざるをえなかった。栽培作物といえば、イモ類やキノア (quinoa) くらいだった⁽⁷¹⁾。またシエラの生産性は、灌漑の整ったコスタやセルバ (selva, アマゾン上流の森林部) に比較して、極端に低かったのである⁽⁷²⁾。シエラの原住民 1 人当りの年間生産力水準を知るために、彼らが生産した作物を市場価格に換算して示すと、コスタのチャンカイ (Chancay) 地方のそれが 33.31 ペソであったのに対して、クスコ司教区アイマラエス地方のそれはわずか 0.92 ペソだった。両者の差は、36 対 1 なのである⁽⁷³⁾。このことは、シエラのアシエンダ等で働く原住民の報酬に反映していた。クスコ司教区における彼ら 1 人当りの日当は一般に 2 レアル (real) であって、それは副王領で最低のものだった⁽⁷⁴⁾。クスコ司教区の原住民にとって余剰の創出がいかに困難だったかが、以上から理解されよう。

II カルロス 3 世の改革

七年戦争におけるイギリスへの敗北 (1762 年) を契機にスペインは、新大陸植民地を含む帝国強化の必要に迫られた。これは、ブルボン朝のカルロス 3 世とその重臣らによる、植民地の中央集権の強化と国庫収入の増大を主軸とする改革となって出現した。これがカルロス 3 世の改革 (実施期間は 1763-1787 年、以下、「改革」と略称する) である。ペルーにおけるこの「改革」の当面の課題は、行政区画の改革と自由貿易の導入、及び増税政策が核心をなしていた⁽⁷⁵⁾。

以下では、1780 年の反乱に到るまでの「改革」がペルー副王領に及ぼした影響を、クスコ司教区を中心に二つの点で検討していこう。

1 行政区画の改革と自由貿易の開始

行政区画の改革としてあげられるのは、1776 年のラプラタ副王領 (Virreinato del Río de la Plata, 副王庁はブエノスアイレス) の新設である⁽⁷⁶⁾。これを契機に王室は、ポトシ銀山のあるアルトペルーの管轄を、従来のペルー

副王領から切り離し、新副王領の傘下に移行させたのである。ペルー副王領にとってこの措置はアルトペルーの喪失を意味し、大きな痛手となった。ポトシをはじめアルトペルー産の大量の銀が、以後はペルー副王領の側に流れず、プエノスアイレス港から積み出されることになったからである⁽⁷⁷⁾。ところで、これには王室によるもう一つの措置が密接に結びついていた。つまり自由貿易の導入であって、1778年2月2日付の法令により、ペルーとラプラタ両副王領に対してこの方針が決定した。最終的にそれは同年10月12日付の「自由貿易勅許 (Reglamento para el comercio libre)」の発布によって実施にこぎつけたのである。これによって、ヨーロッパからの輸入商品の関税(=アルカパラ)は従来の12%から、半額の6%に引き下げられることになった(1776年7月26日付法令の適用)。次に、新副王府であるプエノスアイレスとスペイン本国における数港が正式な貿易港として王室から公認されたのであった⁽⁷⁸⁾。

これらの結果、アルトペルーからの膨大な銀輸出の対価として大量のヨーロッパ商品がラプラタ副王領に堰を切ってなだれ込んできた。と同時に、新副王領(今日のボリビアとアルゼンチンの地域にあたる)のうちの未開拓地域が急速に開発の対象と化した。やがて本国からの人口移動が起こり、そこに都市が一齐に発生することになった⁽⁷⁹⁾。

だがこれとは逆に、最も強力な打撃を被ったのがペルー副王領のシエラ南部、特にクスコ司教区であった。16世紀以来、クスコ司教区の経済はアルトペルー、とりわけポトシ市場に依存した形で発展を遂げてきていたからである⁽⁸⁰⁾。ところが今や、アルトペルーの喪失によって、この市場との関係が薄れることになったのである。さらにペルー副王領とアルトペルー間の通商を禁止する旨の命令を王室が出すに及んで⁽⁸¹⁾、この状況はいっそう深刻化したと言える。その端的な例が、アルトペルーからのラバの供給量低下である。例えば、1778年にサルタからペルーに運ばれたラバは3万9114頭であったが、1780年には2万2971頭に低下したといわれる(翌年にはわずか200頭ばかりとなった)⁽⁸²⁾。当然ながら、こうした状況はクスコ司教区におけるレバル

ティミエントの割当て品中、首位を占めていたラバの供給に歯止めをかけたのであった。

とはいえ、クスコ司教区におけるアセンドアドや有力なオブラへ所有主、鉱山主ら大経営層は、アルトペルーの喪失からそれほど打撃を被ったとは言いがたい。割当て用商品をコレヒドールにいつそう多く供給することによってレパルティミエントへの依存度を強化し、それによって打撃をかわしたからである。レパルティミエントが存在する限り、ラバの自給をめざす牧畜アシエンダやロパ・デ・ラ・ティエラの増産をめざすオブラへは衰退しなかった。自由貿易の開始により、彼らの生産品もまた、コスタから大量に入ってきたヨーロッパ商品との競合状況におかれたが⁽⁸³⁾、リマ商人やコレヒドールとの結束を固めることによって彼らはこの難局を乗り切ったのである。

しかしその反面、一部のスペイン人、クリオーリョ、メスティソらの小商人、アリエロ、手工業者(職人)、小地主といった小経営層はそうはいかなかった。レパルティミエントの枠外にあり、しかもそれによって市場を奪われていたのに加えて、アルトペルーの市場を失い、さらにヨーロッパ商品との競合に敗れたからである。ラプラタ副王領の新設と自由貿易の導入によって打撃を被ったのは、クスコ司教区のまさにこうした小経営層であった⁽⁸⁴⁾。

2 増税政策

国庫収入の増額を意図した「改革」のうち、ペルー副王領で注目すべきものは増税政策の断行である。これはアルカバラの増額と貢納の再編からなっていた。

アルカバラの増額は1776年7月26日付法令の施行によって始まった。当法令は、副王領内で取引きされる商品のアルカバラを従来の4%から6%につり上げるというものであった⁽⁸⁵⁾。だがこれはかなり難航し、やがて暗礁のりあがる結果となった。というのも、リマの商人ギルドや地方在住の大経営層といったレパルティミエントの支持層と、副王やアウディエンシアが、この措置に対して一斉に猛反撃を開始したからである。特に副王マニュエ

ル・デ・ギリオール (Manuel de Guirior, 在位 1776・7・17-1780・7・20) が王室の意図に反対を表明し、植民地人の側に加担したことが、この反抗をいっそう強力なものにした⁽⁸⁶⁾。

そこで王室は、1776年にホセ・アントニオ・デ・アレッチェ (José Antonio de Areche) を視察官に任命し、ペルーへの派遣を決定して、この打開にのり出すことになった。アレッチェは翌年の1777年6月12日にリマに到着し、1781年9月にペルーを去るまでの4年余りにわたって、その任務を遂行することになった。しかしながら、アレッチェは最初から大きな壁にぶつかった。「不正」の壁である⁽⁸⁷⁾。その様子を最もよく示しているのが、1777年12月17日付で彼がメキシコのホセ・デ・ガルベス (José de Gálvez, 1720-1787) にあてた次の手紙である。

「……メキシコが常に公正であるのに比べ、ここでは暴政が普通である……正直な判事がないためにペルーは荒廃している……原住民は強制労働と商品の強制販売を課せられている。コレヒドールはもっぱら私利の追求に明け暮れている……ああ閣下、もしもこうした極悪な虐待が改められなければ、すべてのものが失われるであろう。虐待はかなり長期に及んで続行しており、ただちに救済手段が講じられなければ、悲劇的結末を迎えるのは必定である。当地では個人の利益がすべてに優先しており、公共のものなどは存在しない……⁽⁸⁸⁾」。

当時のペルーの荒廃ぶりは、アレッチェでさえも顔をしかめるほどひどいものであったことがうかがわれる。したがって、任務の忠実な遂行に際してアレッチェは、こうした「不正」をまず排除しなければならなかったのである。そのためには当然ながら、副王をはじめ植民地人との激しい対立を彼は覚悟しなければならなかった。事実、それは激化の一途を辿ってゆくのである⁽⁸⁹⁾。

まず、アレッチェは、ギリオールの副王職からの解任を王室に進言することにした⁽⁹⁰⁾。次にペルー副王領内の財務府から、その権限たるアルカバラの徴収権を大幅に剝奪し、それに代わって税関 (Real Aduana) をクスコヤアレ

キパなど、副王領内各地の主要都市に配備していった。以後は、この税関が額面通り6%のアルカバラを厳正かつ強引に徴収することになった⁽⁹¹⁾。またコレヒドールに対しては、レパルティミエント割当て品の内容、規模、単価を前もって逐一報告させるという方式を打ち出した。このように、「不正」の排除によってアルカバラの増額を彼は狙ったのである⁽⁹²⁾。

次に、貢納の再編についてみることにしよう。これもアレッチェの手によるもので、主に二つの点からなっている。第一は、メスティソやムラットなど原住民以外の者を新たに貢納の対象に加えたことである⁽⁹³⁾。第二は、1778年5月20日付で、ペルー副王領内のコレヒドールにそのコレヒミエントの貢納人口の調査を命じ、新たな貢納台帳を作らせたことである。これは原住民人口の再把握という目的も兼ねていた。またここで注意すべきなのは、カシケをも課税対象に加えたことである。このように、メスティソ・ムラット・カシケの新たな組み込みによる課税対象の拡大、厳正な徴収と「不正」の排除による増額を王室は狙ったのである⁽⁹⁴⁾。

こうした増税政策の結果、徴収額はどのように変化したのであろうか。クスコ司教区の場合、第4表と第5表が示しているように、アルカバラと貢納の徴収額は上昇を開始したのである。その点では、アレッチェの努力は大きく功を奏したと言えよう。

しかしながら、この増税政策により、暗雲がいたるところに立ちこめる結果となった。アルカバラの増額は副王さえも巻き込んで——ギリオールは、アレッチェの進言通り副王職から解任された(1780年7月20日付)——、すべての植民地人、特に小経営層に大きな打撃を与え、また貢納の再編は特にすべてのメスティソとムラットを窮地に追いこんだからである⁽⁹⁵⁾。

III 抵抗の発生——結びにかえて

クスコ司教区において、レパルティミエントをはじめ貢納、ミタによって原住民がコレヒドールからいかに激しく搾取、収奪、抑圧されていたかは既に述べた。こうした苦境に対して彼らはどう対応したのであろうか。彼らは、

ただじっと堪えていたのではなく、抵抗による打開にのり出していたのである⁽⁹⁶⁾。まず行動したのは、コレヒドールとの接点にいて共同体を代表したカシケであり⁽⁹⁷⁾、彼らは特権として認められていたコレヒドールへの抗議権とアウディエンシアへの直訴権にすがろうとした⁽⁹⁸⁾。前者の方法は即座に却下された。後者も、リマまでの遠大な距離と、莫大な出費によって事実上阻まれただけでなく、仮にカシケがそれを実行したとしても、コレヒドールの権威擁護の立場を崩そうとしないアウディエンシアの強硬な対応が待ち受けていたのである⁽⁹⁹⁾。

そこで、最終的に原住民は武力抵抗を余儀なくされた。特にクスコ司教区では、早くから原住民の暴動や蜂起、反乱が絶えず発生していた。1765-1779年にペルー副王領に発生した72件の蜂起のうち、第6表の如く、18件(全体の25%にあたる)が当司教区で起こっている。最大の目標はレバルティミエントの排除にあり、コレヒドールの打倒・排撃をめざしていたことがわかる。ただ、これらの蜂起は一般に原住民の村落を舞台として発生しており、外見上は連繫をもたず、孤立分散的な性格の抵抗であったと考えてよい⁽¹⁰⁰⁾。

一方、年代的にはこれに続いて、1780年1月、アレッチェによるアルカバラの増額への抵抗を直接の引き金とする最初の爆発が起きた。都市が舞台であって、そこに設立されていた税関への襲撃が一斉に発生したのである。シエラ南部に限らず、副王領内の各地で発生し、クリオーリョによる統率が目立った点にその大きな特徴が認められる⁽¹⁰¹⁾。税関の建物は焼き払われて倒壊し、そこにあった財産は略奪され、税関吏の殺傷が続いたことにより、それは事実上の廃止に追い込まれたのであった⁽¹⁰²⁾。

だが、これらは単にクリオーリョのみによる蜂起ではなかった。貢納に対するメスティソ、ムラット、カシケの抵抗がそれに結びついていたからである。例えば、1780年初頭のクスコのクリオーリョのファルフアン・デ・ロス・ゴドス(Lorenzo Falfán de los Godos)の反乱計画においては、メスティソの参加が目立ち、税関だけでなく貢納への抵抗が強く掲げられていた⁽¹⁰³⁾。貢納への反抗という性格はワイラス(Huaylas)蜂起などにもみられた特徴で

あった。またクリオーリョの典型的な反抗といわれる1780年1月のアレキパ蜂起においては、メスティソの役割が大きかっただけでなく、過重なレパルティミエントに反抗する原住民が大勢これに参加し、税関襲撃に歩調を合わせたのであった⁽¹⁰⁴⁾。こうしてみると、1780年初頭の都市蜂起はアルカバラに対するクリオーリョの抵抗を主体としてはいたが、大勢のメスティソや原住民も参加した反抗だったと言える。

特にシエラ南部では、蜂起に参加したクリオーリョ、メスティソの多くが、アルトペルーの喪失により、また王室の自由貿易政策によってヨーロッパ商品との競合に敗れ、さらに副王領内で取り引きされる商品のアルカバラの増額や貢納の適用により、深刻な打撃をうけていた小経営層の人々だったと考えられる。また彼らは大経営層からの排撃によって経済基盤を奪われていただけでなく、商品の強制割当ての適用を自らも被るといった苦境にいた人々であった。したがって、アレッチェをはじめとする王党派や税関及び税関吏だけでなく、コレヒドールやアセンダード、オブラへ所有主らもまた彼らにとって打倒すべき敵であったことが理解されるのである。

以上の理由から、原住民の抵抗運動と非原住民のそれが一つに収斂される可能性はこの1780年の時点に到って、十分にあった⁽¹⁰⁵⁾。すなわち、原住民と非原住民の双方の勢力が互いの敵に関して認識し合い提携するならば、新たな展開への視野が開け、大規模な抵抗運動の成立が可能となっていた⁽¹⁰⁶⁾。そして、ティンタ地方において、これをいちだんと容易にする事件が教権の側からもちあがった。14地方の所管区教会に対して統制権をもつクスコ司教マヌエル・デ・モスコソ (Juan Manuel de Moscoso y Peralta, 1723-1811, アレキパ出身のクリオーリョ) が、ティンタ地方のコレヒドールのアリアガ (Antonio de Arriaga) を破門したのである⁽¹⁰⁷⁾。以上の背景のもとでトゥパック・アマルは、1780年11月4日、反乱に立ち上がったのである⁽¹⁰⁸⁾。

注

- (1) Jürgen Golte, "Modes of Exploitation and the Túpac Amaru Uprising in 18th-

Century Peru,” (American Historical Association, 96th Annual Meeting, Session No. 44, December 28, Los Angeles, 1981).

- (2) Jorge Juan y Antonio de Ulloa, *Noticias secretas de América* (Buenos Aires, 1953).
- (3) 1730-1800年、ペルーとアルトペルーにおける原住民反乱の発生件数の推移

年代(単位-10カ年)	発生件数	全体の割合(%)
1730 - 1739	11	8.0
1740 - 1749	5	3.6
1750 - 1759	12	8.8
1760 - 1769	18	13.1
1770 - 1779	61	44.5
1780 - 1789	23	16.8
1790 - 1800	7	5.2
合計	137	100.0

出所 Leon G. Campbell, “The Great Rebellion, 1777-1783: A Comparison of the Túpac Amaru and Catari Rebellions,” (International Congress of Americanists, 44th Annual Meeting, Session on “Native Rebellion in Colonial Spanish America”, September 10, Manchester, 1982), p. 2. /その他, Jürgen Golte, *Repartos y rebeliones, Túpac Amaru y las contradicciones de la economía colonial* (Lima: Instituto de Estudios Peruanos, 1980), p. 140.参照.

- (4) 1780-1782年のペルー南部及びアルトペルー(Alto Perú, ほぼ今日のボリビアにあたる)の諸反乱の鎮圧費用は265万ペソ, また死者数は10万人との記録が残されている. Oscar Cornblit, “Society and Mass Rebellion in Eighteenth Century Peru and Bolivia,” in *Latin American Affairs*, ed. Raymond Carr (Oxford: St. Antony’s Paper, No. 22, 1970), pp. 9-10.
- (5) トゥパック・アマルの反乱の研究史及び史料・文献については, Leon G. Campbell, “Recent Research on Andean Peasant Revolts, 1750-1820,” *Latin American Research Review*, Vol. 14, Num. 1 (1979), pp. 17-31./拙稿「18世紀インカの反乱と文献目録の紹介——トゥパック・アマルの反乱を中心に——」(『史友』第15号, 青山学院大学史学会, 1983年)21-31ページ参照.
- (6) Centro de Estudios Peruanos Andinos, Bartolomé de las Casas, *La rebelión de*

- Túpac Amaru 1780-1980* (Cuzco, 1980), p. 1./Campbell, "Recent Research...", p. 3./その他, José Tamayo Herrera, *Historia del indigenismo cuzqueño siglo XVI-XX* (Lima: Instituto Nacional de Cultura, 1980), pp. 100-102, p. 106. 参照.
- (7) フィッシャーはこの点を強く指摘する. J. R. Fisher, *Government and Society in Colonial Peru, The Intendant System 1784-1814* (New York: The Athlone Press of the University of London, 1970), Preface.
- (8) 邦語文献としては, 寺田和夫『インカの反乱』(筑摩書房, 1964年)/増田義郎『インディアス文明の興亡』(〔世界の歴史7〕講談社, 1977年)369-376ページ./加茂雄三『ラテンアメリカの独立』(〔世界の歴史23〕講談社, 1978年)42-50ページ./辻豊治「トゥパク=アマルと現代」(『月刊百科』3-Na233, 平凡社, 1982年)31-34ページ./ダニエル・バルカルセル著, 染田秀藤訳『アンデスの反乱』(平凡社, 1985年)がある.
- (9) ペルー副王領の地方行政という観点からクスコ地域をみると, インテンデンテ(intendente, 監察官)制が敷かれる1784年までは, この地域が組織として一体性をもちえたのは, 「司教区」としての教権構造を通じてであった. 司教区は「教区(doctrina)」に細分されており, そこには教区教会をあずかる司祭(doctrinero)がいた. クスコ司教区における教区数は136(1786年), 司祭の人数は133人(1778年)との記録がある. 一方, 俗権(世俗勢力)の側にあつては, 「司教区」に匹敵する組織はなく, 14の「地方」の一つ一つが支配の単位であった. David Cahill, "Curas and Social Conflict in the Doctrinas of Cuzco, 1780-1814," *Journal of Latin American Studies*, Vol. 16, Part 2 (November, 1984), p. 242, pp. 245-246. 参照.
- (10) リンネル, 羊毛, 綿, 絹製品, 金物, 雑貨等からなる. Golte, *Repartos...*, pp. 25-27.
- (11) 詳しくは, *Ibid.*, p. 28, p. 46./Leon G. Campbell, "A Colonial Establishment: Creole Domination of the Audiencia of Lima during the Late Eighteenth Century," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 52, 1 (1972), pp. 2-3, p. 8, pp. 10-11./Mark A. Burkholder, "From Creole to Peninsular: The Transformation of the Audiencia of Lima," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 52, 3 (1972), p. 395, pp. 397-399. 参照.
- (12) 「幹線道」の機能については, Luis Miguel Glave, "Problemas para el estudio de la historia regional: el caso del Cuzco," *Allpanchis*, Vol. XIV, Num. 16 (1980), pp. 135-152. 参照.
- (13) 詳しくは, Golte, *Repartos...*, pp. 29-30. 参照.

- (14) 詳しくは, Karen Spalding, "Class Structure in the Southern Peruvian Highlands, 1750-1920," *Radical History Review*, Vol. 3 (1975), pp. 7-8. 参照.
- (15) Golte, "Modes...", pp. 1-2./Golte, *Repartos...*, pp. 22-25./貢納とミタに関しては, 拙稿「16世紀ポトシとアルトペルーインディオ共同体の変容——チュクィート地方の場合を中心に——」(『ラテンアメリカ研究年報』No. 3, 日本ラテンアメリカ学会, 1983年) 24-27 ページ, 33-36 ページ参照.
- (16) 例えば, 以下の如くクスコ司教区の原住民人口をみると, 1754年には1628年に比べて45%に減少していた. こうした人口の激減は副王領全体についても言える.

地 方	1628年の原住 民人口(人)	1754年の原住 民人口(人)	1754年の全人 口に占める原 住民の割合(%)
ク ス コ	5626	9015	44
パウカルタンボ	4631	7141	87
カルカ・イ・ラレス	14074	3906	89
ティンタ(カナス・イ・カンチス)	34713	12785	83
アバンカイ	17070	12277	73
チュンビビルカス	23160	8145	72
コタバンバス	29552	7423	92
アイマラエス	44957	11776	71
ウルバンバ	—	2997	56
パルロ(チルケス・イ・マルケス)	17271	7839	74
キスピカンチス	21779	17560	82
カラバヤ	2849	6540	23
ラ ン パ	35429	9072	25
アサンガロ	25314	11543	89

出所 George Kubler, "The Quechua in the Colonial World," in *Handbook of South American Indians*, Vol. 2, ed. Julian H. Steward (Washington: Smithsonian Institution, 1946), p. 338./Golte, *Repartos...*, p. 45, p. 55.

- (17) 1780年のペルー副王領(ラブラタ副王領を除く)のコレヒミエント数は52. それらは「地方」に一致したから, 1地方=1コレヒミエントと考えてよからう. Alfredo Moreno Cebrian, *El corregidor de indios y la economía peruana del siglo XVIII* (Madrid: Instituto de G. Fernandez de Oviedo, 1977), p.64, p.68./Raul Porras Barrenechea, Ruben Vargas Ugarte etc., *Hasta 1973, historia general de los Peruanos*, Vol. 2 (el Perú virreinal) (Lima: Talleres Gráficos de Iberia S. A., 1973),

- P. 146.参照.
- (18) Golte, *Repartos...*, pp.14-15, p.110, p.121./Karen Spalding, "Tratos mercantiles del corregidor de indios y la formación de la hacienda serrana en el Perú," *América Indígena*, Vol.xxx, No.3 (México, 1970), p.607.
- (19) 詳細は、拙稿「16世紀ポトシ……」33 ページ, 42 ページ./Karen Spalding, "Indian Rural Society in Colonial Peru: The Example of Huarochiri," (Berkeley: Ph. D. dissertation, University of California, 1967), p. 186, p. 191./John H. Rowe, "The Incas under Spanish Colonial Institution," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 37 (1957), pp. 156-157./Cornblit, *op. cit.*, pp. 29-30.参照./なお注(9)でもふれたが、原住民共同体は俗権(コレヒドール)と教権(司教→司祭)の二本立てで支配されていた(1地方には複数の教区と司祭が存在した)。司祭もまた原住民との接点により、教会十分の一税(*diezmo eclesiástico*)や奉仕(*servicio religioso*)等の名目でかなりの余剰を彼らからうけとっていた。Golte, *Repartos...*, pp. 164-165./Silvio Zavala, *El servicio personal de los indios en el Perú (XVIII)*, Tomo III (México: El Colegio de México, 1980), p. 69./だが教権に関しては一律に論じえず、また行論の関係からもここでは除外しておく。
- (20) 拙稿「16世紀ポトシ……」30 ページ, 43 ページ./Spalding, "Indian Rural Society...", p. 190.
- (21) カシケが管轄した原住民数には地域差があり、一般にシエラでその規模は大きかった。Golte, *Repartos...*, pp. 153-154.
- (22) Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, *Colección documental de la independencia del Perú*, Tomo II (La rebelión de Túpac Amaru), Vol. 1 (Lima, 1971-1972), pp. 79-84./Moreno Cebrian, *op. cit.*, pp. 551-556.参照.
- (23) Jan Szeminski, "La insurrección de Túpac Amaru II: ¿ guerra de independencia o revolución?" en *Túpac Amaru II - 1780*, ed. Alberto Flores Galindo (Lima: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo de la Educación, 1976), p. 210, p. 223./John H. Rowe, "El movimiento nacional inca del siglo XVIII," en *Túpac Amaru II - 1780*, ed. Alberto Flores Galindo (Lima: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo de la Educación, 1976), p. 21.クスコ司教区の土着言語はケチュア語が主体であったが、アイマラ語を話す者も若干はいた。
- (24) *Ibid.*, pp. 19-20./Szeminski, *op. cit.*, p. 221.参照.
- (25) Spalding, "Indian Rural Society...", pp. 193-194, pp. 203-204, pp. 241-242./

- Karen Spalding, "Hacienda—Village Relations in Andean Society to 1830," *Latin American Perspectives*, Vol. II, No. 1 (1975), p. 112, pp. 116—117.
- (26) Cornblit, *op. cit.*, pp. 30—31./Carlos Daniel Valcárcel, *La rebelión de Túpac Amaru* (México: Fondo de Cultura Económica, Segunda reimpression, 1973), pp. 19—23.参照.
- (27) Carlos J. Díaz Rementería, *El cacique en el virreinato del Perú* (Sevilla: Seminario de Antropología Americana de Universidad de Sevilla, 1977), p. 67.
- (28) 当時のカシケは、土地・家畜・製粉機等、相当な財産を所有していた。Golte, *Repartos...*, p. 154.
- (29) *Ibid.*, p. 14, p. 68./Fisher, *Government...*, p. 16./Scarlett O'Phelan Godoy, "Túpac Amaru y las sublevaciones del siglo XVIII," en *Túpac Amaru II—1780*, ed. Alberto Flores Galindo (Lima: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo de la Educación, 1976), pp. 71—72.
- (30) Rementería, *op. cit.*, p. 189.参照.
- (31) Fisher, *Government...*, p. 17./Fisher, *The Last Inca...*, p. 10.
- (32) 18世紀のペルーとアルトペルーの総人口約180万人中、原住民人口の占める割合は約60%。またメスティソは21%、白人は12%、ネグロ・ムラットは6%。だが、この人種構成は地域格差が大きい。例えば原住民の割合は、コスタ(一般に50%以下)に対してシエラ、特にその南部では圧倒的に高かった(一般に80%以上)。クスコ司教区14地方のそれは先の注(16)及びGolte, *Repartos...*, pp. 42—46./Kubler, *op. cit.*, p. 336, p. 338, p. 340./Magnus Mörner, *Perfil de la sociedad rural del Cuzco a fines de la colonia* (Lima: Universidad del Pacífico, 1978), p. 19.参照.

(33)

1754 年、クスコ司教区14地方の貢納対象の原住民人口構成

地 方	貢納納 入者人 口(人)	共同体 成員(人)	フォラ ステー ロ(人)	貢納納入者人口に占 めるフォラステーロ 人口の割合	
				1754年(%)	1780年(%)
ク ス コ	4253	—	—	—	—
パウカルタンボ	1303	302	1000	77	90.5
カルカ・イ・ラレス	1124	771	353	31	38.3
ティンタ (カナス・イ・カンチス)	3509	2516	993	28	7.0
アバンカイ	3129	2385	744	24	31.0
チュンビビルカス	1704	1544	160	9	10.8
コタバンバス	1538	1452	86	6	10.1
アイマラエス	2006	1412	594	30	9.7
ウルバンバ	1682	—	—	—	14.3
バルロ (チルケス・イ・マルケス)	2199	—	—	—	29.1
キスピカンチス	3835	2766	1069	28	10.5
カ ラ バ ヤ	1359	983	376	28	—
ラ ン パ	2274	1146	1128	50	—
アサンガロ	2849	1553	1296	45	—
	32764 (合計)			32.4 (平均)	25.1 (平均)

出所 Golte, *Repartos...*, p. 55./Mörner, *op. cit.*, p. 118.

「フォラステーロ」は、よそ者として新しい居住地ではミタの義務はなかった。だが、貢納は徴収された(1732年以降)。その課税額は共同体成員の半額といわれる。Golte, *Repartos...*, p. 53./だがサバラの説は異なる。1人当りの年間額を共同体員が9-11ペソ、フォラステーロが7ペソ、アシエンダの雇役農が3ペソと定めている。Zavala, *op. cit.*, p. 67.

(34) Golte, *Repartos...*, p. 71.

(35) Rementería, *op. cit.*, p. 67.

(36) シエラでは牧畜アシエンダ(hacienda ganadera)が支配的であって、アシエンダでオブラヘが営まれる場合が多かった。両者を厳密に区分してかかるのはシエラでは適切ではない。Magnus Mörner, "En torno a las haciendas de la región del Cuzco desde el siglo XVIII," en *Haciendas, latifundios y plantaciones en América Latina*,

- ed. Enrique Florescano (México: Siglo XXI, 1975), p. 355.
- (37) 副王アマト (Manuel de Amat y Junient, 在位 1761-1776) でさえも、コレヒドールによる鉱山やココ園などへの過度な原住民の徴集行為に抵抗を示している。Fisher, *Government...*, pp. 16-17. 参照。
- (38) 輸出の約90%は銀を主とする貴金属, 1770-1780年の銀生産額の約2/3がポトシ産。Golte, *Repartos...*, pp. 29-30, pp. 38-39./Cornblit, *op. cit.*, pp. 16-17./John R. Fisher, "Silver Production in the Viceroyalty of Peru, 1776-1824," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 55 (1975), p. 40.
- (39) Lamberto de Sierra, "Razón certificada que se envió a Carlos III de las sumas que por razón de las reales derechos de quinto y diezmo han contribuido las caudales sacados del famoso Cerro de Potosí, desde el año de 1556 hasta 31 de diciembre de 1783," en *Colección de Documentos Inéditos para la Historia de España*, Tomo 5 (Madrid, 1964), pp. 170-184./その他, Magnus Mörner, *Notas sobre el comercio y los comerciantes del Cuzco desde fines de la colonia hasta 1930* (Lima: Instituto de Estudios Peruanos, 1979), p. 6./Alberto Flores Galindo, "Túpac Amaru y las sublevación de 1780," en *Túpac Amaru II - 1780*, ed. Alberto Flores Galindo (Lima: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo de la Educación, 1976), p. 287. 参照。
- (40) Cornblit, *op. cit.*, pp. 21-23./Fisher, *The Last Inca...*, p. 8./Golte, *Repartos...*, p. 57./Rowe, "The Incas..." p. 175./Zavala, *op. cit.*, p. 64./Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, *Colección documental de la independencia del Perú*, Tomo II (La rebelión de Túpac Amaru), Vol. 2 (Lima, 1971-1972), p. 462./Mörner, *Perfil...*, p. 153.
- (41) この人数はすべて共同体成員と考えてよかろう。注(33)及びGolte, *Repartos...*, p. 75, p. 153. 参照。
- (42) 水銀は銀の精錬(水銀アマルガム法)には不可欠で、ポトシ等の銀鉱山に供給された。
- (43) *Ibid.*, p. 76.
- (44) 18世紀の当司教区には約40の鉱山があった。それらもミタの対象になった可能性が強い。Alberto Flores Galindo, *Arequipa y el sur andino siglo XVIII - XX* (Lima: Editorial Horizonte, 1977), p. 17.
- (45) あるオブラヘでは、1000人もの原住民労働者を擁していたという。無論、これらすべてがミタによるのではない。Cornblit, *op. cit.*, p. 22./その他, Golte, *Repartos...*,

- p. 88, p. 93.参照.
- (46) Fisher, *The Last Inca...*, p. 9.
- (47) 例えば、クスコ地方の年間生産高だけでも1万2000—1万4000バラ (vara, 1バラ=0.84メートル)に達したという。その多くをポトシなどのアルトペルー市場に供給した。Fernando Silva Santisteban, *Los obrajes en el virreinato del Perú* (Lima: Museo Nacional de Historia, 1964), p. 150.
- (48) リマの大商人は高利貸し (prestamista) としてコレヒドール、鉱山主、アセンダー、オブラへ所有主に融資していた。Golte, *Repartos...*, p. 7, p. 15, p. 32./Fisher, *Government...*, pp. 7—9.参照。また、レバルティミエントによる原住民の虐待は1690年頃から既にみられたという。Mörner, *Perfil...*, p. 110.
- (49) 詳しくは、Fisher, *The Last Inca...*, p. 40./Golte, *Repartos...*, p. 13, p. 49./Spalding, “Tratos...,” p. 603./Magnus Mörner, “Some Characteristics of American Structure in the Cuzco Region towards the End of the Colonial Period,” *Boletín de Estudios Latinoamericanos y del Caribe*, Vol. 18 (Amsterdam, 1975), pp. 21—23, p. 29.参照。
- (50) Fisher, *Government...*, pp. 14—15./Rowe, “The Incas...,” pp. 166—167./Golte, *Repartos...*, p. 7, p. 85, p. 101./Moreno Cebrian, *op. cit.*, p. 370.
- (51) *Ibid.*, p. 17, p. 51, p. 110./Spalding, “Tratos...,” pp. 605—606./Spalding, “Class...,” pp. 10—11.
- (52) コレヒドールは有力なカシケを味方につけていた。Golte, *Repartos...*, p. 158.
- (53) *Ibid.*, pp. 121—124, p. 153./Fisher, *The Last Inca...*, pp. 13—14.
- (54) コレヒドールは統治・警察・判事権を有し、任期は5年。売官制により当官職の購入額は1万ペソ以上といわれる。俸給が低いばかりか、任期中の諸出費も莫大な額となったが、短期に巨万の富を得ようとする者にとっては最も魅力のある官職の一つであった。寺田, 前掲書, 23—24ページ./Golte, *Repartos...*, p. 12, p. 32, p. 80, p. 106, p. 118./Cornblit, *op. cit.*, pp. 31—35./Fisher, *The Last Inca...*, p. 11./Rowe, “The Incas...,” pp. 164—165./Spalding, “Class...,” p. 8./Spalding, “Hacienda-Village...,” pp. 110—111./Szeminski, *op. cit.*, p. 213./Fisher, *Government...*, p. 13.参照。
- (55) Golte, *Repartos...*, p. 89, pp. 97—99, p. 103, p. 116, p. 149./Herbert S. Klein, “Hacienda and Free Community in Eighteenth Century Alto Peru: A Demographic Study of the Aymara Population of the Districts of Chulumani and Pacajes in 1786,” *Journal of Latin American Studies*, Vol. 7 (1975), pp. 215—218./Mörner, *Notas...*, p. 11./Campbell, “Recent Research...,” p. 6./Rowe, “El movimiento...,” p. 16, p. 32.

- (56) 大貫良夫「アンデス高地の環境利用——垂直統御をめぐる問題——」(『国立民族学博物館研究報告』3巻4号, 1978年)70ページ。
- (57) 詳しくは, Golte, “Modes...,” p. 1./Golte, *Repartos...*, p. 68, pp. 122–123, p. 137./Spalding, “Tratos...,” pp. 601–602./Fisher, *The Last Inca...*, p. 11.参照。
- (58) Golte, *Repartos...*, pp. 183–184.
- (59) *Ibid.*, p. 17, p. 32, pp. 171–172./Szeminski, *op. cit.*, p. 216.
- (60) 詳しくは, Cahill, *op. cit.*, p. 245./Golte, *Repartos...*, pp. 167–168.参照。
- (61) *Ibid.*, pp. 104–105.
- (62) Moreno Cebrian, *op. cit.*, pp. 316–354.
- (63) Golte, *Repartos...*, pp. 90–91.
- (64) 例えば, ブルターニュ産の中広リンネルの単価をみると, イカでは14ペソ, ワイラスでは16ペソ, モケグアでは18ペソ, アサンガロでは24ペソだった。*Ibid.*, pp. 88–89, p. 95./Mörner, *Notas...*, p. 7./Zavala, *op. cit.*, pp. 196–197./Porras Barrenechea, *op. cit.*, p. 127.参照。
- (65) Golte, *Repartos...*, p. 128.
- (66) こうした「不正」は各地でみられた。例えば, 1774年のアリカ(法定額8万8920ペソに対して実際の割当て額は30万ペソ), 1778年のカイリョマ(Caylloma, 法定額5万7000ペソに対して15万ペソ)においてである。*Ibid.*, pp. 117–118.
- (67) *Ibid.*, p. 131.
- (68) *Ibid.*, p. 123.
- (69) 以上に関しては他に, Leona Ruth Auld, “Discontent with the Spanish System of Control in Upper Peru, 1730–1809,” (Los Angeles: Ph. D. dissertation, University of California, 1963), pp. 48–52./Rowe, “The Incas...,” p. 168.参照。
- (70) ゴルテは, 1780年時点でのレバルティミエント, 貢納, ミタ(ポトン及びワンカベリカ)における原住民の負担を労働日に換算し, 各負担の割合を, 74%, 23%, 3%と算出している。Golte, *Repartos...*, p. 16.
- (71) 山本紀夫「中央アンデス高地社会の食糧基盤——トウモロコシか根栽類か」(『季刊・人類学』13–3, 京都大学人類学研究会, 1982年)83–85ページ。/ティンタ, キスピカンチス両地方の生産に関しては, Mörner, *Perfil...*, pp. 144–145.参照。
- (72) 詳しくは, Golte, *Repartos...*, p. 112, p. 182.参照。/アルトペルーでは, 生産性の高い地方への人口の移動現象がみられた。Klein, *op. cit.*, pp. 201–203.
- (73) Golte, *Repartos...*, p. 113.
- (74) 18世紀クスコ司教区のアシエンダ(オブラヘを含む)数についての記録は, 残念な

がら 1786 年の部分的な統計しかみあたらない。そこで 1689 年の数字も合わせて示す。

地 方 } 地 区 } 名	都市及び村落数 (1786年)	アシエンダ(オブラヘ)数	
		(1689年)	(1786年)
パウカルタンボ	10	76	106
カルカ・イ・ラレス	9	46	138
ティンタ (カナス・イ・カンチス)	20	12	39
アバンカイ	17	180	154
チュンビビルカス	18	45	57
コタバンバス	27	41	22
アイマラエス	54	14	11
ウルバンバ	9	93	61
バルロ (チルケス・イ・マルケス)	28	121	43
キスピカンチス	27	77	116

(1786年のアシエンダ数は研究者間に若干の差がある)

出所 辻豊治「ペルー南部の農村社会の変遷——トゥバク・アマルの反乱と 18, 19 世紀のクスコ経済——」(石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所, 1983年) 195 ページ。/Flores Galindo, *Arequipa...*, p. 30./Mörner, *Perfil...*, p. 32./Zavala, *op. cit.*, p. 177./労働者はフォラステーロ (forastero sin tierra) を含む。その構成は、雇役農(ヤナコナ), 借地農 (arrendatario), 日雇い (voluntario), ミタヨ, 共同体員などである。各割合や出身地等是不明。Mörner, “En torno...,” p. 354./Spalding, “Hacienda...,” p. 115./コスタでの日当は一般に 4 レアル。Spalding, “Indian Rural Society...,” pp. 56-57. 参照。

- (75) 「改革」の経緯・背景等については、John R. Fisher, “La rebelión de Túpac Amaru y el programa imperial de Carlos III,” en *Túpac Amaru II - 1780*, ed. Alberto Flores Galindo (Lima: Instituto Nacional de Investigación y Desarrollo de la Educación, 1976), p. 109, p. 113./John R. Fisher, “Imperial Free Trade and the Hispanic Economy, 1778-1796,” *Journal of Latin American Studies*, Vol. 13, Part 1 (May, 1981), p. 21./Cornblit, *op. cit.*, pp. 17-18./John J. TePaske, “La crisis del siglo XVIII en el virreinato del Perú,” en *Historia y sociedad en el mundo de habla española*, eds. Bernardo García Martínez (México: El Colegio de México, 1970), pp. 263-264. 参照。また「軍制の改革」については後の注 (102) で若干ふれる。
- (76) ラプラタ副王領の新設(設置決定は同年 8 月 1 日)については、Fisher, *Govern-ment...*, pp. 4-5. 参照。

- (77) 例えば、貨幣に改鋳されていない銀塊をアルトペルーからリマに送るのを禁止した法令が早くも1777年7月にプエノスアイレスの副王により発布された。 *Ibid.*, pp. 5–6, p. 130.
- (78) Manuel Burga, “La sociedad colonial (1580–1780),” en *Nueva historia general del Perú*, eds. L. G. Lumbreras (Lima : Mosca Azul Editores, 1979), p. 81./Campbell, “Recent Research...,” p. 6./Cornblit, *op. cit.*, p. 17./Fisher, “Imperial...,” p. 33, p. 47./Fisher, “Silver...,” p. 25./Fisher, *The Last Inca...*, pp. 25–26./Patricia C. Hutchins, “The Catari Revolt : Indian Rebellion in Upper Peru, 1777–1782,” (Ohio : M. A. dissertation, Ohio State University, 1965), pp. 163–165./Spalding, “Class...,” pp. 7–8./TePaske, *op. cit.*, pp. 276–277.
- (79) David J. Robinson and Teresa Thomas, “New Towns in Eighteenth Century Northwest Argentina,” *Journal of Latin American Studies*, Vol. 6, Part 1 (May, 1974), p. 5.
- (80) Miguel Glave, *op. cit.*, pp. 135–142./Flores Galindo, “Túpac...,” p. 287./Mörner, *Notas...*, p. 6.
- (81) Leon G. Campbell, “The Túpac Amaru Rebellion of 1780 : Social Banditry or Millennialism?” (Riverside, 1981), p. 2./Campbell, “The Great Rebellion...,” p. 8.
- (82) Flores Galindo, “Túpac...,” p. 310.
- (83) Golte, *Repartos...*, p. 28.
- (84) *Ibid.*, p. 34.
- (85) 注(77)/Cornblit, *op. cit.*, pp. 40–41./Golte, *Repartos...*, p. 36, p. 173.参照。
- (86) Fisher, *Government...*, p. 18./その他, Hutchins, *op. cit.*, pp. 165–166.参照。
- (87) 「不正」のうちの最大は、レバルティミエントのそれである。 Fisher, *Government...*, p. 18.
- (88) *Ibid.*, p. 12./Zavala, *op. cit.*, p. 197.
- (89) こうしたアレッチェの方針は、1781年9月以降も後継者のエスコベド(Jorge Escobedo)に引き継がれる。 Porras Barrenechea, *op. cit.*, p. 132.
- (90) Fisher, *Government...*, p. 18./Fisher, *The Last Inca...*, pp. 18–19.
- (91) Fisher, *Government...*, pp. 18–19.
- (92) コレヒドールの反感が強まる。アレッチェは、俸給面の厚遇による懐柔策を打ち出してそれに対応、 *Ibid.*, pp. 20–21.
- (93) *Ibid.*, p. 19./その他, 詳しくは, Campbell, “The Great Rebellion...,” p. 8./Leon G. Campbell, “Church and State in Colonial Peru : The Bishop of Cuzco and the

- Túpac Amaru Rebellion of 1780,” *Journal of CHURCH and STATE*, Vol. 22, No. 2 (1980), pp. 252–253./Golte, *Repartos...*, pp. 70–71, pp. 173–174./Hutchins, *op. cit.*, p. 166./Zavala, *op. cit.*, p. 197.参照.
- (94) 以後、貢納の年間徴収回数が3回になったという。またカシケを課税対象に加えたことは、カシケの権限縮小への意図が込められていたと考えられる。この方針もエスコベドに継承される。Rementería, *op. cit.*, p. 50, p. 66, p. 70./Fisher, *Government...*, p. 17./Golte, *Repartos...*, p. 193.
- (95) Auld, *op. cit.*, pp. 17–18, pp. 26–35./Rowe, “The Incas...,” p. 158./加茂, 前掲書, 35–36 ページ。また、植民地体制下におけるスペイン人とクリオーリョの対立については、高橋章「ラテンアメリカ諸国の独立と変容」(『世界歴史』20巻, 岩波書店, 1971年) 488–489 ページ参照。
- (96) 「インカ」の復活願望がこの社会的危機の時期に高まっていたことは、彼らの抵抗のイデオロギーを考える際、注目に値する。18世紀後半期、クスコを中心に、「インカ」を題材とする織物・絵画・壁画などが頻繁に現われ、また「インカ」の舞踊や神話が急激に流行し、タワンティンスーヨ (Tawantinsuyos, インカ帝国) を偲ぶ気運が最高潮に達したのである。Rowe, “El movimiento...,” p. 16, pp. 20–21./その他, Juan José Vega, *José Gabriel Túpac Amaru* (Lima: Editorial Universo S. A., 1969), p. 121./Flores Galindo, “Túpac...,” pp. 290–291./Atilio Svirichichi Tapia, *La revolución social de los Túpac Amaru* (Lima: Editorial Universo S. A., 1979), p. 33./N・ワシュテル著, 小池佑二訳『敗者の想像力』(岩波書店, 1984年)70 ページ, 87–88 ページ参照。
- (97) クスコにおいて「インカ」復活の風潮を育んだ一大拠点がサンフランシスコ・デ・ボルハ学院(Colegio de San Francisco de Borja, 1620年創立)とサンベルナルド・ヤソ会学寮(Convictorio de San Bernardo)であり、これらはカシケの養成を目的とする教育機関であって、そこにはクスコ、アレキバ、ワマンガ3司教区からカシケの子弟が集まってきていた(トゥパック・アマール, つまりホセ・ガブリエル・コンドルカンキ, José Gabriel Condorcanqui もここに学んだ一人であった)。従来からそこではスペイン語, ラテン語, 神学, 算術等が神父によって教えられていたが、当時ではアプ・オリヤンタイ (Apu Ollantay) や, 有名なインカ皇帝アタワルパ (Atahualpa) やワスカル (Huáscal) の死を描いたケチュア語劇がよく上演されたという。例えばアタワルパの悲劇は、「未来に救世主が出現することが暗示され……インカの再来が……待ち望まれ, 原住民の勝利が現実的な可能性」を帯びて生徒達の共感をよんだのだった。彼らは自らの家系 (kurakakuna) に誇りをもつ者の集まりであって, スペイン人の征

服と原住民に対する暴虐や、不当な支配に抵抗する「インカ」の姿に特別な関心を抱いたのである。Luis Durand Flórez, *Independencia e integración en el plan político de Túpac Amaru* (Lima: P. L. Villanueva, 1973), p. 95./Vega, *op. cit.*, p. 122./Szeminski, *op. cit.*, pp. 222-224./ワシュテル, 前掲書, 87-88 ページ。/この風潮は、クスコから次第にシエラ南部全域に広がり、先ずカシケ階層に浸透し、やがて一般の原住民をも啓発して民族的な誇りを覚醒させ、彼らの勇気を奮い立たせることになった(タマヨ・エレラ José Tamayo Herrera はこのような思想や風潮を「インカ主義 Incaismo」とよんでいる)。Rowe, “El movimiento...,” p. 22, pp. 40-42./Burga, *op. cit.*, p. 84./Tamayo Herrera, *op. cit.*, p. 102.参照。

(98) カシケの特権については, Rementería, *op. cit.*, p. 44, p. 66.参照。無論, すべてのカシケがこうした行動にでたわけではない。

(99) Fisher, *Government...*, pp. 13-14.

(100) Golte, *Repartos...*, pp. 140-150.

(101) クリオリーヨの抵抗のイデオロギーとしては、18世紀のリマに流入した啓蒙主義思想やガルシラーソ・デ・ラ・ベガ (Garcilaso de la Vega, 1539-1619) の『皇統記』 (Comentarios reales, 1723年マドリッド刊) 等の影響が想起される(原住民で『皇統記』を読みえたのはカシケである)。Sivirichi Tapia, *op. cit.*, p. 34./Szeminski, *op. cit.*, pp. 223-224./Rowe, “El movimiento...,” pp. 22-23, p. 28.参照。/これらの影響をうけた人に、クリオリーヨの法学者ホセ・バキハノ・イ・カリリーヨ (José Baquijano y Carrillo) がいる。リマのサンマルコス大学で法学を講じており、その思想が革命的・煽動的だとして彼はよく弾圧をうけた。1771-1773年、彼はクスコ司教の秘書官としてクスコに滞在した。Valcárcel, *op. cit.*, p. 54./Sivirichi Tapia, *op. cit.*, pp. 34-35, p. 52.参照。/一方、かつてティンタ地方チェカの司祭であってケチュア文化に深い素養を有すイグナシオ・デ・カストロも当時クスコにあり、サンベルナルド・ヤソ会学寮の院長 (rector) の要職にあった(トゥパック・アマールがカストロから強力な影響をうけていたことは周知のところである)。カリリーヨとカストロの両者は1772年にクスコで出会っている。Ibid., p. 52./また1770年代にリマでトゥパック・アマールを経済的に援助したクリオリーヨのミゲル・モンティエル (Miguel Montiel, キスピカンチス地方オロベサ出身のリマ商人、ヨーロッパ旅行の体験をもつ) も進歩的人物であり、『皇統記』の読者であった。Abel Carrera Naranjo, “Túpac Amaru y la primera insurrección americana,” en *V Congreso Internacional de Historia de América*, Vol. II (Lima: La Comisión Nacional del Sesquicentenario de la Independencia del Perú, 1972), p. 79./Valcárcel, *op. cit.*, p. 56./Vega, *op. cit.*, p. 14.参照。

- (102) アレキパ, クスコをはじめ, ワイラス, モケグア, プーノ, ラパス, オルーロ, チュキサカ, コチャパンバ等での蜂起が有名. 詳細は, *Ibid.*, p. 173, pp. 175-176, p. 190./Auld, *op. cit.*, pp. 124-130./Cornblit, *op. cit.*, p. 12, pp. 40-41./Hutchins, *op. cit.*, pp. 3-4, pp. 168-169./Campbell, "Recent Research...," p. 33./Campbell, "Church...," pp. 252-253./Campbell, "The Great Rebellion...," pp. 7-9.参照. /ところで, ペルーでは「軍制の改革」によってクリオーリョを主体とする民兵 (*militia*) 団が創出されていた (1760年にその規模は4209人だったが, 1776年には9万7741人に増幅). 1780年初頭の諸都市での蜂起に対して副王ギリオールは, リマからの民兵軍の派遣を拒絶した. これを鑑みてアレッチェは, 副王が蜂起に加担しているのではないかとの疑念を抱いている. Leon G. Campbell, "The Army of Peru and the Túpac Amaru Revolt, 1780-1783," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 56 (1976), p. 36.
- (103) Sivirichi Tapia, *op. cit.*, pp. 58-59./この反乱計画を最も強力に支持した地方の一つがティンタ地方であり, トゥパック・アマルがこれに加担していた可能性は高い. Valcárcel, *op. cit.*, p. 36, p. 73./カルカ・イ・ラレス地方ピサック (Pisac) のカシケも参加. Durand Flórez, *op. cit.*, p. 58, p. 68.参照.
- (104) Rowe, "The Incas...," p. 168.
- (105) 原住民と非原住民双方の抵抗のイデオロギーにおけるコンセンサスについて, 非原住民が「インカ主義」に深く関与していたといった歴史家による興味深い指摘がいくつかある. 例えば, Durand Flórez, *op. cit.*, pp. 93-94./Flores Galindo, "Túpac...," p. 293./Rowe, "El movimiento...," pp. 33-34./Vega, *op. cit.*, pp. 121-122./Szeminski, *op. cit.*, p. 210, p. 222.参照. /だがこの点における解明は私にはできておらず, 今後の課題としたい.
- (106) Golte, *Repartos...*, pp. 183-184./フランクリン・ピースは, 都市のクリオーリョ集団がトゥパック・アマルの反乱発生において果たした役割を重視する. Franklin Pease G. Y., *Del Tawantinsuyu a la historia del Perú* (Lima: Instituto de Estudios Peruanos, 1978), p. 217./その他, Tamayo Herrera, *op. cit.*, p. 106.参照.
- (107) これに対してアリアガは, 副王あての書簡で, 1780年初頭のクスコにおけるクリオーリョの反乱計画にモスコソが加担していたと述べて報復. Campbell, "Church...," p. 253, pp. 256-257.
- (108) この反乱の具体的な経過についての考察は別稿にて発表しているのですが, これを参照いただきたい. 拙稿「18世紀ペルーにおけるトゥパック・アマルの反乱——その展開——」(『青山学院大学文学部紀要』第27号, 青山学院大学, 1985年) 163-184ページ.

(付記) 小論は、1985年6月9日ラテンアメリカ学会の第6回定期大会における報告を基礎としたものである。

第1表 1772年、クスコ司教区からポトシ銀山のミタへの原住民徴集人数
(単位：人)

地 方	年間徴集人数	4か月毎の徴集人数
キスピカンチス	44	14
ティンタ (=カナス・イ・カンチス)	269	87
ラ ン パ	363	105
アサンガロ	149	48

出所 Zavala, *op. cit.*, p.65./Golte, *Repartos . . .*, p.75.

第2表 クスコ司教区14地方におけるレパルティミエント
の法定規模とアルカバラ (1754年)
(5カ年当り, 単位：ペソ)

地 方 名	割当て額	アルカバラ
ク ス コ	76600	3064
パウカルタンボ	59600	2384
カルカ・イ・ラレス	63600	2544
ティンタ (カナス・イ・カンチス)	112500	4500
アバンカイ	108750	4350
チュンビビルカス	85800	3432
コタバンバス	89000	3560
アイマラエス	86100	3444
ウルバンバ	49700	1988
バルロ (チルケス・イ・マルケス)	84550	3382
キスピカンチス	146350	5854
カラバヤ	82800	3312
ラ ン パ	160000	6400
アサンガロ	114500	4580
合 計 額	1319850	52794

出所 Golte, *Repartos . . .*, p.105./Moreno Cebrian, *op. cit.*, p.294, pp.320-351.

第3表 ティンタ地方に対するレパルティミエントの法定徴収表
(arancel) - 5カ年当り

割当て商品の内容	規 模	単価(ペソ)	割当て額(ペソ)
ラ バ	2000 頭	32	64000
キト織 (paño azul)	1000 バラ (840 m)	8	8000
キト織 (paño musgo)	500 バラ (420 m)	7	3500
ロバ・デ・ラ・ティエラ	14000 バラ (11760 m)	1	14000
鉄 製 器 具	50 キンタル(230 kg)	60	3000
ヨーロッパなどからの輸入品等			20000
合		計	112500

出所 Moreno Cebrian, *op. cit.*, p.326.

第4表 1700 - 1809年, クスコ財務府のアルカバラ徴収額の変化

年代(10カ年)	徴 収 額 (単位: ペソ)	指 数 (1740 - 49 = 100)
1700 - 1709	191,698	92
1710 - 1719	178,691	86
1720 - 1729	146,578	70
1730 - 1739	165,424	79
1740 - 1749	208,748	100
1750 - 1759	201,638	97
1760 - 1769	316,598	152
1770 - 1779	333,775	160
1780 - 1789	1,334,174	639
1790 - 1799	812,890	389
1800 - 1809	791,509	379

出所 Golte, *Repartos...*, p.33. その他, 1767-1783年における年間の徴収額の変化については, Flores Galindo, *Arequipa...*, p.22. 参照。

第5表 1760 - 1809年, クスコ財務府の貢納
徴収額の変化

年 代 (単位-10カ年)	徴 収 額 (単位-ペソ)	指 数 1770 - 79 = 100
1760 - 69	634,408	76
1770 - 79	833,899	100
1780 - 89	1,898,537	228
1790 - 99	2,846,411	341
1800 - 09	2,300,000	276

出所 Golte, *Repartos* . . . , p.35.

第6表 1765—1779年、クスコ司教区における原住民蜂起

年代	蜂起の発生地		原因・状況
	地方名	村名	
1765?	キスピカンチス	ポマカンチス	代理人を殺害。割当てを理由にコレヒドールを殺害。
1768	アバンカイ	ピチュイチュル・スリテ	資料なし。
1768	チュンビビルカス	チャラ	原住民が商品の受け取りを拒否。僧侶が反乱を指導。
1770	ティンタ	シクアニ	資料なし。
177?	アサンガロ	アサンガロ	コレヒドールを襲撃。
177?	ウルバンバ		原住民が将官や中尉に対して反乱を企てる。
177?	アイマラエス		レパルティミエントにおいて原住民を殺害したフラノ・タンデイーノに抵抗。
177?	ティンタ	チャカ	レパルティミエントが原因でコレヒドールと「代価」徴収人を殺害。
177?	コタバンバス		レパルティミエント（過度の割当てと祭日の「代価」徴収）が原因で、コレヒドールに対して蜂起。
1775	キスピカンチス	サン・ファン	資料なし。
1775	キスピカンチス	キキハナ	レパルティミエントの「代価」額の銀を徴収していなかったカシケを代理人が殴打。この代理人を原住民が殺害。
1775	チュンビビルカス		コレヒドールを殺害。
1776	カラバヤ	サン・ガバン	コレヒドールへの負債額を取りたてようとした代理人に対して蜂起。
1776	ウルバンバ		コレヒドールに対して蜂起。
1776	チュンビビルカス	ベリーレ	「代価」徴収の際、コレヒドールと徴収人を殺害。
1777	チュンビビルカス		コレヒドールに対して蜂起。
1777	ウルバンバ		割当ての際、コレヒドールに対して蜂起。
1778	コタバンバス		割当ての期間中にコレヒドールとその代理人を殺害。

出所 Golte, *Repartos* . . . , pp.141-147.